

平成26年(モ)第73号訴訟費用額確定処分申立事件

(当庁平成26年(ワ)第214号)

訴訟費用額確定処分

申立人住所 和歌山市加納46-17

申立人(原告) 戸田正人

同代理人弁護士 太田達也

相手方住所 和歌山市十番丁72番地

カサ・デ・まるのうち201

相手方(被告) 吉田益夫

申立人から、当庁が平成26年7月29日言い渡した判決についての訴訟費用額確定処分の申立てがあったので、別紙計算書に基づき、次のとおり定める。

主 文

相手方は、申立人に対し、2万0762円を支払え。

平成26年9月11日

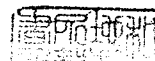
和歌山地方裁判所民事部

裁判所書記官 中谷麗子

これは正本である。

同日同庁

裁判所書記官 中谷麗子



(別紙)

計 算 書

合計 金2万0762円

(内訳)

1 訴え提起手数料	金1万3000円
2 書類の作成及び提出費用	金1500円
3 訴状副本及び第1回口頭弁論期日被告呼出状等送達費用	金1240円
4 原告代理人口頭弁論期日出頭日当 (3950円×1回)	金3950円
5 相手方に対する訴訟費用額確定処分正本送達費用	金1072円
	以上